

1 議事日程(第3号)

(令和4年第4回久山町議会6月定例会)

令和4年6月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	阿部恒久	7番	山野久生
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
総務課長	久芳浩二	町民生活課長	井上英貴
産業振興課長	横山正利	教育課長	江上智恵
健康課長	亀井玲子		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） おはようございます。

私は、4点質問いたします。

できるだけ簡潔に質問したいと思っておりますので、前もってそれを申し上げておきます。

1点目が中学校給食導入について、2点目が脱炭素社会実現への町の取り組みについて、3点目が上久原土地区画整理事業について、そして4点目が補助金目的外使用と久山道の駅事業（観光交流センター事業）についてでございます。順番に参ります。

まず、1点目、中学校給食導入についてでございますが、項目1、現在、中学校ランチサービスの生徒の喫食率は現在までの推移はどうなってるか、また何日前からこれは注文できるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） マスクを取らせていただきます。

お答えいたします。

ランチサービスの生徒の喫食率について報告をさせていただきます。

最近の食数としては、今年の4月が81食です。生徒のみの食数は74食ですので、喫食率は23%となっております。食数の推移といたしましては、初めてランチサービスを実施した令和元年9月が38食、1年後の令和2年9月が73食、そして令和3年9月が78食となっており、微増ではありますが、喫食数は確実に増えております。

注文の時期については、現在は2週間前の注文となっております。令和2年に注文時期について検討したことがございますが、ランチサービスの費用は引き落としで処理してお

りますので、1カ月ごとまたは2週間ごとが基本となっております。保護者が急病などで弁当を準備することができない場合などは、緊急対応として、必要な子どもがいた場合については例外的に現金で行うこともあると伺っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まず、喫食率を知りたいなと思ひまして、食数よりも。この23%というのは、これは直近でしたっけ、それとも当初。ここ数年の推移を率でもう一回教えていただけないか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほど言ったのは直近の数値でございます、23%は今年の4月の喫食率です。率の推移を正確に出しておりません。時々整理して今どれぐらいの喫食率になるのかをチェックはしておりますが、今申し上げる喫食率はちょっと正確でありませんので、控えさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 先日私も、同じくランチサービスをやっております須恵町の喫食率の推移のデータを取らせていただきました。そうしましたら、ここ4年前が24.7%、そして直近では29.1。30%をちょっと超えたときもあったということでございます。ということは、須恵町のランチサービス開始時よりちょっと今低い状況である。ということは、まだまだ課題があるのではないかというふうにお見受けします。そして、注文が2週間前ということ、これは利便性、これを考えましたらなかなか率が伸びないのではないかなというふうに思っております。

例えば、はたなかさんは大野城市にも供給されてますが、ここは最初にランチサービス給食が第1号、はたなかさんはこれを採用してくれたということで、ここはあなたのところは大野城は当日でもいいよと、1食でもいいよと、そういうことで非常に便宜を図ってくださってるようです。ですから、どれだけ利便性があるか、当日でも親御さんの都合がある、そういったのに対応できるかということが喫食率を上げるポイントではないかと思ひますが、その点はどう教育担当は見ておられますか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほども申し上げましたように、注文する時期については重々検討しております。1カ月前をまず基本として考えていたところですが、もう少し短いスパンを希望するということでしたので、業者との相談の下、2週間という設定をさせていただいているところです。2週間にしている理由としては、まず支払いの方法として前金で支

払っていただいております。どうしても前金であれば引き落としという作業が必要になりまして、現金を扱うようになればまた学校の方の負担も大きくなりますし、現金操作というのが難しい面もございますので、そのような支払い方法をするというところでは2週間が限度かなというところで設定をさせていただいております。それから、1週間ですというふうにも考えてもみたんですが、弁当を希望される保護者にとっては、就労されてある保護者が考えられますので、1カ月スパンだとか、短くて2週間が望まれるだろうと、そういうことも考えまして、1週間にすると喫食率はそれで上がるかと、学校の負担やそういういろいろなことを考えたときにどうかなというところで、今のところ2週間の設定をしているところです。それでよろしかったでしょうか。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今、教育担当の方もPRを頑張っておられるようで、昨年でしたかね、町の広報にも生徒たちのランチサービスを食する様子とかを特集しておられた、そしておいしかった、そうでもなかった、そういったアンケートも取っておられたようです。

大野城市が比較的ランチサービスがうまくいっているような話を聞いております。しかし、もしランチサービスでこのまま町がいくとしても、このPRと申しますか、こういった利便性、こういった点に関してそういった先を行ってる市町村、そういったところに比べたらまだちょっと後れを取ってるなというところもあります。特に利便性、これはいろいろ期間を注文を早くすると大変な面もある。しかし、親御さんの都合を考えるとこれが一番に率、これを伸ばす一つの大きな要素になると考えます。そこら辺はどうなんですかね。今後それをまた見直すといえますか、今答えはされましたけれども、さらに縮めてこういった利便性、そういったものを改善する、そういった考えというのは持ってるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほども申し上げましたとおり、保護者が利用しやすい方法はいかなる方法かということで事務局としてもしっかり議論をしているところでございますし、確かに当日だとか前日だとかいう申し込みが可能となればそれはそれで喜ばしいことではございますが、たくさん関係者の中でお世話になっているランチサービスですので、業者に相談をしたり、学校との打ち合わせもやりまして、今2週間がベストだろうという設定で、重々検討した結果、そういう設定をさせていただいております。須恵町や、それから大野城市の方ともよく連絡を取り合っておりますが、須恵町も同じ方法だと思いますし、大野城市もそれぞれ業者は違いますけれども、そこでの検討で決められた方法がある

かと思えます。本町にとってはその方法でご理解いただきながら、よりよい提供の仕方を研究していくというところの姿勢でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、2点目に行きます。

今度は突っ込んだ質問でございます。県内60の市町村で中学校がランチサービス式なのは、久山町を含めわずか四つ、久山町、そして須恵町、そして今出ました大野城市、そして現在のところ太宰府市でございます。その太宰府市も、今朝の新聞、そして昨日のニュース報道では、食缶式給食、いわゆるデリバリー方式の給食に移行するというので、これが楠田市長が表明をされました。そういうことで、ほかの給食未実施の自治体、こういったところでこの導入への議論、これが出始めておりますけれども、久山町も完全給食導入を視野に入れた生徒らの食育議論、これが必要なのではないかと思います。といいますのは、少し話しますと、7年前、ちょうど我々議会が有志の議員を中心に中学校給食導入の請願を提出しました。しかし、結局は導入されたのはランチ式でございました。これはご存じのとおり給食ではございません。そして、この導入が決まった後の当時の町長のお話では、これはまず早く導入といいますか、そういった親御さんの利便性、それを考えることが先決だということで導入したと。つまり、これは後からまた給食導入、それも考えるという、そういったふうに私は取っております。しかし、今まだそういった動きはない。そして、今ランチサービスでずっと浸ってるような状況にある。そういった状態で果たしていいのかどうか。夫婦共働きが当たり前になっております。そして、食の安全、こういったものが非常に疑問視されて、安全がこれは焦点が当たって随分たちます。そういった中で、今の未実施のままで、ランチサービスでいいのか、そして福岡の中では四つの自治体しか今残っていない、それが今度は三つになる、そういった状況である、そういった中で議論が必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今、佐伯議員が言われた県内四つの市町でランチサービスが行われているわけですが、四つの自治体で全て完全給食の検討が始められているように言われておりますが、太宰府、大野城市、須恵町の教育長に電話で確認をさせていただきました。確認しましたところ、大野城市と須恵町では選択制のランチサービスを継続すると明言をされておりました。太宰府市のみが給食導入へ向けて協議が始まっておいて検討委員会を立ち上げていっているところだよという話を伺っております。だから、実際は1市のみの導入の動きしか合っていないということですので、誤解されるとよくないので、ここで訂正をさせてい

ただきたいというふうに思います。

久山町では、長い間道徳教育の面からふれあい弁当を大切にしていまいりました。令和元年に始まったランチサービスも、食育の面から弁当を我が子に持たせたいという方もいらっしゃるということ、それから一方で共働き世帯が増えて保護者も就労しやすい環境整備が必要であるということの面もございますので、あらゆる面を総合的に判断しまして選択制ランチサービスを導入したという経緯はもう佐伯議員ご存じのとおりでございます。

また、導入に当たっては初期投資として保管施設の建設や保温カートなどに4,200万円かかっております。年間の維持経費は300万円ほどかかっております。これらの予算につきましても、議会で承認いただき、賛成多数で可決させていただいております。このランチサービスの導入については議会での承認も得たということでもございますので、ぜひその辺もご理解いただきたいなというところです。

もう一つ、栄養面についてですけれども、ランチサービスは業者の栄養士によって管理されております。栄養やボリュームを考えられての成長期の子どもたちに提供する食事としては大変ふさわしいと考えております。安全も栄養士の献立を基にしっかり管理されているということで、安心して食べていただける食でございます。まだ始まったばかりですので、より充実させる方策を検討しながら就労家庭への支援に努めていきたいというふうに思います。

以上の点から、今すぐに完全給食導入についてはまだ議論するときではないというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。大変よく分かりました。

今、教育長がおっしゃったように、これはどこでも議論が起こってるわけではない。私が言ってるのも、給食の議論が起こってるというのもこれは市民レベル、例えば太宰府、大野城も先日4月17日にこういった地元の方々が導入に向けて動くこういったイベント、こういったものを催してる、私も現場で地元の声を聞いたところでございます。やっぱり温度差は行政の方とある。そういった中で、太宰府の方は、導入に向けて市長が設備、これに積み立てといいますか、そういったことでしていくことで準備をして、意外に早く今回導入に向けて表明をされた、そういった状況でございます。ですから、備えをしておくといいますか、やはりこれは市民、町民がそういった熱が高まりませんとなかなか導入に向けてかじを切るということにはならないと思います。ですから、今すぐに給食にはというふうな答えもよく分かりました。しかし、来るべき日といいますか、議論というのは今後続けていかなければいけないんじゃないかなと思います。ですから、これは今すぐでは

なく将来の話として聞いていただきたいんですが、例えば本年度、財政調整基金、これはもう4億円積み立てになりました。これは思いのほか多く積み立てられた。そういうことで、こういった財政調整基金、こういったものを今後こういった給食導入、こういったものも見据えて公共的な設備基金、こういったものに積んで中学校完全給食導入に備えるということ、これも必要ではないかなと思います。実際にこれは令和3年8月に草津市長が地元の市会議員の質問に対して答えております、そういった形で新年度は基金を積み立てると。そういうことで、久山町もそういった子どもたちのそういった教育、給食に向けて何か基金を積み立てていくというような、そういった方向性、考えは今後いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

ご指摘ありがとうございます。

私は、町全体の観点として考えた場合、通常、こういう小さな町でありますので、どこかに選択をしていく、例えば施設においても今、山田小学校の大規模改修をやってる、今後いろんなこの施設の改修というのが待っております。そういうのも踏まえた上で、どこにサービスを特化していくかという判断をしていくのが私たち行政の仕事であり、またそれに対して議会の方に投げかけていくということが大事なのかと思います。今、佐伯議員がおっしゃってるような話というのも当然、町全体として考えていくべき議論の中身だと思います。ただ、通常どうしてもほかの自治体がやっていることでもうちではできない、その代わりここはうちが特化してやりますよというのが小さい自治体の強みを生かすということになりますので、その辺を踏まえて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

では、次の質問に行きたいと思います。

脱炭素社会実現への町の取り組みについてでございます。

4月19日西日本新聞に掲載の町のカーボンネガティブ等の取り組みの件でございます。これは、昨日も複数の議員が質問をされておりました。この一般質問、私も質問書を提出したときにカーボンネガティブ、ネイチャーポジティブというのが実はよく分かっていなかったことでございます。おそらく12月議会でこれは議会に対してもある程度、九大、九電との提携といいますか、それも含めて町の方は説明したのかと思います。しかし、ご存じのとおり、12月は私は体調が悪くて、説明されても、え、今何ておっしゃったというよ

うな状態でこの一般質問も臨んだ状態でございます。ですから、十分に消化し切れてないというのと、あと一般的に脱炭素社会、こういったことが各自治体で取り組みがようやく宣言が始まっている、このレベルのことしか実は私もまだ分かってない状態なんです。ですから、これを調べてみましたら、ここから利益と申しますか、経済、クレジットと申しますか、こういったものを今度置き換えて販売を行っていく。これはすごいなと、それを先に宣言をしたということで非常にこれは注目をされた、マスコミも取り上げてくれてる、これは非常にいいことだというふうに私は思っております。しかし、そのメカニズムと申しますか、どうやって利益を生むんだろうと。確かに森林は町の3分の2あると、しかし人口も少ないし、それで例えば先に宣言をやった大分県の国東市、これに比べたら大きさにどうなんだろうと、利益は上がるのかな。そして、農業にまず取り組むというふうなこともおっしゃった。そういった中で、どうやってこれを還元していくか。そして、九州大学の都市研究センター馬奈木教授が、これは九電とも当たるというふうなこともおっしゃった。この構図がよく分からないんですけども、そういった中で我々議会がチェックしなければいけない点が今後出てくるかなと思っておりますが、その点を含めて昨日の説明を補完と申しますか、詳しく教えていただけたらと思っております。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問に対してお答えします。

まず、3月30日に行ったカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ宣言につきまして、昨日もお話をさせていただきましたように、国が目指している2050年カーボンニュートラルの目標に向けて町としても積極的に取り組んでいくことを表明するというのを宣言した旨はお伝えさせていただいたと思っております。結局、今、佐伯議員がおっしゃるとおり、まずは環境省も含め国と一丸となって脱炭素社会をつくりましますよということをまず行政が中心となってやっという、それを宣言していこうというのがまずスタート段階であります。当然ほとんどの自治体がまだ手探りの状態であります。環境省もそういうモデル自治体を今つくっていこう、そして支援していこうというのが現状だというのがほとんど国内の状況であります。ですから、海外に比べると日本は遅れているという現状を何とか打破していきたいというのが行政も率先してやっという結果かなと思っております。

実際、このカーボンネガティブっていうのは何かというと、イコール排出と吸収をゼロではなく吸収する分を多くしていきましようというのがカーボンネガティブになります。脱炭素社会を目指していく上で、昨日の質問にもありましたが、ベッドタウンの緑がないところと久山町のような緑があるところに対して同じ取り組みでは社会のCO2削減は達

成できないということがありますので、私たちのような自然を大切にしてきた、先人たちが守ってきた緑の価値を上げるためには、久山町はネガティブまで取り組まなきゃいけない、それはイコール何かというと、植林になります。植林になります。その植林作業というのをやっていかなければいけないというのがカーボンネガティブになります。

ネイチャーポジティブというのは何かということになりますが、これは日本で初めて久山町が宣言していますが、大きな企業はこのネイチャーポジティブっていう方に移行しつつもあります。それは何かというと、実際、生態系、そういうものも配慮してそういう取り組みをやっていきたいと思います。山を守る、そういうふうにCO2削減で木を植えていくことによって、きれいな水が守られていたり治山を守っていく。いろいろなことが最終的には田んぼ、農地につながり、生物の多様性を維持すると。そういうことにもつながっていきますので、そういうことを久山町が取り組んでいくっていうことは今までの緑という価値に対してプラスアルファになるというふうに私は考えております。そのプラスアルファにさまざまな企業が今注目をしているという段階になっていると捉えています。

議員のご質問にありますように、久山町がこういう国東市のような緑が少ない、確かに面積も違いますので、そうだと思います。ただ、ある緑に対して今まではクレジット、お金を生み出すという制度がなかったところに対して、緑があればクレジットを企業等が投資するということになりますので、その面積の大きさっていうのは全く関係ないのかなと私は思っています。これは、新しいものを植えたものに対してクレジット化していくという新たな取り組みであります。九州電力というのは、その前に日本の制度、J-クレジットという制度を久山町がいち早く導入し、その制度を設けて議会の承認を得て毎年60万円をいただいていくというのを初めて検証しています。実際こういう取り組みをやっていくっていうところが今回の取り組みになりますので、ただこういう仕組みっていうのは初めて、どこもまだ実証段階、手探りの状況ですので、何分行動しながらやっていくというのが大切と思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 少し、少しだけ分かりました。

そして、九州電力というこの大企業、本当にこれはブランドがある会社でございますが、ここと提携する、そしてそれをマスコミが取り上げてくれたというのは私は非常に大きいと思います。ですから、それは今回の取り組みを大変喜ばしく思っています。ただ、このメカニズムがよく分からない。といいますのが、提携して60万円のクレジットをいた

だく、その60万円というのが今後、町にとってこれが何倍にも価値がある、そういった利益に還元されるということでしょうか。要するにそこから、例えばほかの企業がまたそこで入ってこようと、そしてそれが町のこういった取り組み、これに寄与してそこからまた町に還元できるような、そういったサイクルになるか、その辺のメカニズムと申しますか、構図、これを知りたいなと思いますが、それをどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、九州電力とのJ-クレジットの関係は、昨年、久山町が協定を結んで実施しております。この仕組みにつきましては、国の制度に基づき、今現在ある久山町の町有林の経営面積の分について幾らというのを払う制度がありまして、それを九州電力が立て替えて久山町に払っていきますと、こういう制度です。これは、日本の中でJ-クレジット制度という制度は以前からあっています。ただ、なかなか制度の難しさとか、ある程度の一定金額というのが決まっていますので、普及してないというのが今、国の方での悩みでもあります。

今回の取り組みというのは、そこからまた一歩進んでおります。実際にCO₂の吸収量というのを計測するということというのは、なかなかまだできておりません。それをまず取り組みながら、その吸収量というのが分かった段階で、それをクレジット、対価として取引をしていく。そのお金をもってまた町の森林費、農地の維持とか、そういうふうに戻していく一つの一助になるというふうな制度になっています。これが大きく今回の取り組みとして違うのは、そういう金融関係の会社等もそこに関わることによって、その取引企業とクレジットにしてそれを対価として計算していくということが町の歳入として入ってくるということが大きくなってきます。私としても、まずは林業、佐伯議員は農業という話がありましたが、まずは林業、先ほど出ました林業の方から入っていきながら、農業も一部やっていきたいと思えます。その農業は、米が久山町は中心ですので、米についての排出というのが、実は今回の取り組みというのは新たに植えたものに対してのクレジットとなりますから、当然今植えてるものについては対価としてはなりませんので、今度、例えばという話で言うならば、米が終わった後に何かを植えたものに対してクレジットの排出量が数値化できれば、そこに対して取引ができると、そしてその金額が農家に入ってくるというような仕組み、もしくは町に入ってくるという仕組みを今回実証していこうという取り組みがこういう制度になっています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

そういう取り組みの中で、九電以外にも当然取引の企業なり関わりが出てくる、そして場所の選定とかありますが、そういったものっていうのはどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。

では、そういう具体的な提携企業と実施場所、今現在の、それについてご回答させていただきたいと思います。

まず、基本的な話からお話しをさせていただきますが、CO₂削減につきましては町民生活課が策定しております、昨日もお話ししました久山町地球温暖化対策実行計画に即し、業務における削減目標には現在取り組んでおります。また、今回のカーボンネガティブコールこれは何かというと、CO₂の吸収について、今後脱炭素社会ではこれが大切になってくると言われています。本町は、もう先ほどからお話をさせていただいておりますように、九州電力とまずそういう取り組みをしておりますが、今回の宣言により、新たな取り組みについてもいろいろなお話をいただいております。

大きなポイントとしては、山や農地などのまずCO₂の吸収量を計測し、先ほども申しましたように、クレジットとして取引を行っていくということが最終形になります。そのクレジット化に向けて、現在、九州大学都市研究センター、そしてふくおかフィナンシャルグループが中心となって設立した一般社団法人Natural Capitalと共にこの仕組みづくりを進めている段階です。

そして、CO₂吸収に向けた動きとしては、さらに何点かあります。

まず、先ほど言いました林業の関係ですね。それにつきましては、早生桐の植樹を計画いたしております。早生桐は、CO₂の吸収量を上げるために5年で成長し、伐採ができると今注目を浴びている素材でもあります。現在、全国でもその動きが少しずつ広がっています。その早生桐の植樹や休耕田での農作物の栽培などを実施していきたいと将来的には考えておりますが、まずは町有地を活用して実証する準備を今現在進めております。ボタ山等の土地も検証いたしました、オリーブ園の空いてる土地、そういうところも活用していきたいと思っております。この事業につきましては、九電工などさまざまな関連する企業と6月植樹に向けて今現在協議を行っております。この早生桐は、将来的にはCO₂のクレジットだけではなく、桐を木材として製品づくり、そしてバイオマス燃料等に活用できないかという検証も広がっている、そういうことも視野に入れていきたいと思っております。

農地につきましては、上山田にある町有地に東京のオーガニックコットンを販売する企業が連携を申し出ておりますので、吸収量を測定する実証を行いたいと思っております。今回

の栽培には町内の主婦の方、農業経験を有する方に関わっていただいて、主婦、子育て世代の新たなCO2削減の仕事ということで、そういうことについても検証したいと考えております。

そして、デジタル技術を活用してスマート農業、林業の実証によるCO2削減についても、ベンチャー企業等とも連携協定を進めていく方向で今進めております。山や、先ほど申しました綿花栽培によるCO2の吸収量を計測する実証については、ソフトバンク株式会社がこの取り組みについて実証の提供を受けております。今後はこの実証により取得したデータを活用し、科学的栽培で市場ニーズを捉えた米や野菜作りについても実例をということで、今全国での取り組みがありますので、久山町の農業にも連携していきたいと考えております。

ただいずれにしても、昨日も申しましたが、環境への取り組みというのはほんの一部になります。これで久山町の就農者が増えていく、所得が上がっていくことにはなりませんので、そこにつきましてはそのできたものをいかに経済に結びつけるか、先ほど佐伯議員が言ったようなことが大事になってくると思っております。

町民の皆さんに環境意識を高めていただく啓発にもということで、役場内の緑化についてもしっかりとやっていきたいと思っております。通常の緑化事業については、こういう町民の皆さまと一緒に、グッデイとかそういう福岡デザイン専門学校と連携して町民の皆さまと一緒に役場の緑化等についても取り組んでまいりたいと思っております。

基本的にこれらの実証につきましては、町は実証可能なフィールドを提供し、その費用を町の企業が負担を抑えてできるだけ企業の負担ということで実施を行っていく方向で進めております。

昨日もいろいろ一般質問でもご回答させていただきましたが、これをいかに最終的に次世代の就農者育成、1次産業の減少を止めていくかというふうにつなげていく、そういう取り組みになりますので、時間もかかる取り組みだと思っておりますので、議会の皆さまにもご理解をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 町長、すごい時間が長過ぎる。想定していたよりも8倍、9倍長い。

これ4問目まで行けるかどうか。これはそれこそ反論する技術、弁護士もしとる反論する技術にあるような、聞いてもない一般論をずっとおっしゃって時間切れになっていくような、それそのものじゃないかと思いますが、そして私が聞いたかった具体的に企業とはどういった企業とやっていくかというふうなことが全然聞けませんでした。ふくおかフィ

ナンシャルグループ、これは福銀ですよ。ソフトバンクという名前も出ましたけれども、要はそういった超有名企業はありますが、私が聞きたいのは、例えば聞いたことのない会社とかが今後関わるわけですよ。そして、具体的に久山町のどの場所とかいう、ここでやるとかなったら果たしてそこでいいのかと。例えば私がよく問題に出してる山ノ神の5,040㎡の土地、ここでやるとなったらこれは議会の検証もまた必要になる。そういった形で会社に対する議会のチェック、こういったものも必要になるんじゃないかと思ひまして、そういったことが今後出てくるんじゃないかと、その点はどうかということでも聞きたかったんですが、聞いてもいないことを長々とおっしゃって、残りの質問時間はどうなるんですか、私。その点だけはどうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私は聞かれた質問に対して私なりにお答えをさせていただきましたので、時間の配分ということと言われるのであれば、それは私は回答して皆さんにお伝えしたい、そして佐伯議員の質問に答えたというだけの話だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

いずれにしてもまた、この計画はよろしいと思います。PRにもなった、町の。あとは議会としてのチェックがどうなるか、要はどんな会社に来るか、あるいはどの場所でやるか、土地でやるか、これでまた議会でチェックしていく要素があるかなと、そういうふうに思いますし、言わせていただきます。

では、3点目、上久原土地区画整理事業についてでございます。

昨日も質問がございました。昨年12月に上久原土地区画整理組合側より議会に請願が上がりました。組合の工事に関し、町のお金約7,000万円の投入をとの内容が審査され、結果、先の3月議会で不採択の結果となりました。

そこでお伺いしますが、請願で議会が町に意見をするよりも、組合側と直接町とが詰めるものと思われませんが、これまでこの残りの残事業費7,000万円をめぐる組合側と町長との協議はどうなっていたのか、請願が採択されていたら町の7,000万円の支出は可能だったのかどうか、それを聞きたいと思ひますが。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） お答えします。

未施工箇所およびその金額の報告について、令和3年7月4日に組合から報告を受けたということが現状です。正式に町に対して何らかのアクションが起こったわけではあり

ません。また、組合員の方、また議会でも質問に対しても私がお答えさせていただいておりますが、まずは完了に向けて今回の未施工箇所が発生した要因の究明をお願いしているというのも何も変わりません。

次に、それらを踏まえた上で、区画整理組合の皆さまが議会に対して国民の権利としての請願を提出したと私は判断しております。当然、以上のことから、直接組合と私がこの事業について詰めるという経緯には当然至っておりません。また、私がもしほかの議会のいろんな請願に当たっても、大切な議員必携にもありますように、議会の方がそれを判断した理由、そしてそのプロセス、それを見た上で、私が町として、行政としてどういう対応をしていくかっていうことが大事なことだと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 実は町民の方から意見をもらいまして、請願が出たということで、ある行政のことをよくご存じの方なんですけど、区画整理事業というのはあくまでも個人の財産の事業であって、個人の財産の補填^{ほてん}に町がお金を出すことになるという、これはどうなのか、不適切になるのではないかと。こういう地権者の財産補填^{ほてん}に町がお金を出すことになるというのは、本来これは地方自治法ですか、何か法的にもこれは疑問があるんじゃないかと。要は土地区画整理事業というのは、行政ができるのは公管金部分だけで、土地とか地域整備とかいうところの土地代だとかそういうふうなところについては土地を買い上げてそのお金を区画整理組合に上げて、区画整理組合はそのお金で事業を計画しておると。だから、個人の財産が上がることを前提として事業をやっていると。それを今頃になって、お金が足らんけん町にお金を出してくれというのはちょっとおかしいことで、それを町が補填^{ほてん}したらこれはおかしいことになるんじゃないかと。これは県にも問い合わせをしたら、県は回答してくれませんでした。町の財政担当に聞いてくれというようなことを言われました。ですから、町で財政の分かる方、議会がもし請願していたとなったら、もちろんこれは補填^{ほてん}をするかどうかっていうのは町長が決めることでございますが、これは法的にオーケーなんですか。その点を教えていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今現在、法律上、詳しくそれがオーケーかどうかという回答というのは今精査しなきゃいけないという面はあると思っております。ただ、あくまで私も議会の方でお話をさせていただきましたが、通常区画整理事業の場合は、今、佐伯議員が言われたような仕組みでできていると思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

その点、法的なことをまた教えていただけたらと思います。

では、2点目です。

工事未施工箇所の問題の解決への動きやコンサルタントとのすり合わせ等、現状、方向性はどうなってるか、昨日これはお伺いしましたんで、これは割愛したいと思います。

次、4点目に行きます。

補助金目的外使用と久山道の駅事業、これは観光交流センター事業ですね、これについてでございます。

(1)これはここ3回の議会ですっと出しています。

①答弁姿勢と一般質問の進め方についてでございます。これは町長そして副町長に聞きたいと思います。

昨年12月、今年3月議会からの引き続きの質問です。答弁が不十分な形になったため、前回と同文の質問を今回も掲載します。

昨年12月議会、今年3月議会の一般質問項目は、①から④まででございます。

①平成28年3月、事業断念となった久山道の駅事業だが、残った山ノ神の5,040㎡の町有地はもともと当初承認の1億9,300万円の当初予算で購入したもの。町民の税金で買った土地であります。いまだ事業断念の経緯と5,040㎡の土地活用の説明責任を町民に果たしていない。町民説明が必要であろう。

②目的外使用の件、モデル住宅の見学者数の報告について。国交省への報告、取りまとめは県が行いました。これは、平成22年度の報告は西村職員、それ以降の年度の実績報告は町長は行わなかったのかと、西村職員は行わなかったのかと。

③目的外使用、補助金等適正化法について。罰則を定めた第29条から33条までの件。久山町の目的外使用は第30条が該当し、第33条2項の規定が適用されると捉えるが、どうか。

④平成26年当時、議会で賛否両論だった久山道の駅事業の議論の最中での補助金目的外使用の指摘、1,984万円の返還。両方の担当であった西村勝職員に事態の意思過程を議会で説明をさせなかった理由をただす必要があるとの考えで、久芳前町長を議会一般質問の場に招致することが望ましい。一般質問の場、ちょっとおかしいですね。これはちょっとおかしい。議会の場に招致することが望ましいのではないかと私は書いたんですが。9月に質問しました。招致はやぶさかではないかということでも問うたのだが、かみ合わずじまいで終わった。ゆえに、改めて承知はやぶさかでないかを聞きたい。

そして、今回の本題に行きます。

上記1の①から④を踏まえての問いです。

(1)上記①から③について、12月議会において一般質問通告したが、残念ながら答えてもらうことができなかった。④も論点がかみ合わず、十分な答弁とは捉えがたかった。引き続き元担当課職員として町長、副町長が答えるべき事項が多々あると見るが、その点、答弁することについてはやぶさかではないか否か。これをまずお答えいただきたい。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

これは、この質問につきましては12月、3月議会におきまして私の方から、議員個人については調査権はございませんので、もし調査をしたいのであれば、地方自治法100条の下、議員として委員会を立ち上げ調査すべきではないですか。

それと、先ほどの④久芳前町長を議会の一般質問の場に招致する。一般質問の場ってというのは、町長などの執行機関に対して事務の執行状況や将来に対する方針などについて執行部に対して質問する場です。前町長をこの場に呼ぶとかいうことは全く考えられません。それに、その許可を出すのは議長である私です。私はこういうことは許しません。

次に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 一般質問の場って書いてありますが、これは私は精査したいと思います。原本がありますから。私も今読んで、あれ、何で一般質問というふうになってるんだろうと。今回事務局からこれでいいですかというふうな問い合わせもなかったですし、ですからこの点は間違いということでは言わせていただきます。一般質問ではありません。議会の場です。ですから、そこら辺は解釈をお願いします。ですから、この点いかがかということでございます。

そして、(2)これは全部言わせてもらいますが、前町長の昨年11月の叙勲について、現町長の意思を通す形で前町長の叙勲の手続きが進んでいる。叙勲申請の時期を一定期間置くべきではなかったのか。

(3)上記1、②③の関連事項をこれまで毎回のように当時（平成21年度から22年度のモデル住宅事業申請時）の担当課長だった副町長を答弁指名してきたが、いつも答弁指名が回避されています。これはなぜでしょうか。この目的外使用という、ある意味これは不祥事、これは違法ですよ。これを担当課長として務めたということは、佐伯久雄現副町長時代、2年前、一般質問で答弁されている。しかし、その後さらにこれがいろいろ司法に関する絡みがあると、それも分かってきた。そういった中で、毎回これは一般質問の項目に副町長の名前を挙げてます。副町長を挙げてます。そして、直で指名したことはこれまで4回あります。そのたびに答弁を回避されてる。これはなぜかということでございます。

答えていただきたい。

そして、さっきの答弁ですが、一般質問云々というのは議長が答えることではございません、これは。一般質問の場ですから、これは呼ぶ必要はないと思いますというのは町長なり、あるいは佐伯副町長なりが答えることで、議長がこれは何を答える権利があるんでしょうか、どこに書いてるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 参考人招致に関しましては、議長である私の責任で行います。ですから、こういうことに関しては全く考えてもおりません。

ただ今の質問でございます前町長の叙勲に関しましては、国が行ったことでございますので、それに地方自治法132条の中に他人の私生活にわたる言論をしてはならないということになっておりますので、この質問に対しても受けることはできません。

それから、答弁者の決定は執行機関が行うものであり、町長が決定するものです。

以上です。

○9番（佐伯勝宣君） 只松議長と一般質問のやりとりになるとは。私は執行部にただしておるんですけど。

そして、まず一つ、先ほどの議会招致という点、だからそれは招致する必要がないと思います、あるいはやぶさかではない、それは町長が答えればいいんであって、非常に私はシンプルに聞いております。シンプルな答えを私は求めておるのであって、それを只松議長がお答えになるというのは、これはちょっと的外れなところでございます。ですから、これはまず町長に振っていただきたいというのが1点。

そして、町長は公人です。私人ではございません。ですから、県も情報開示しました、叙勲に関して。もちろん黒塗りはあります。しかし、県の見解も、これは新聞にも載ってるし、公人だという扱いでいるという見解でございます。そして、その中でも、西村町長は叙勲候補者の内申予定についてかなり早い時期に打診しています。令和2年12月9日ということで、これは印鑑があります。町長が就任されてすぐです。こういった中でやる必要あるんですか。ちょっと異例ですね。私も身近に叙勲をいただいた者がいます。しかし、5年ぐらい間隔がありましたもんね。なぜこういうふうに急ぐ必要があったのか。まだ期間を待つ猶予というのはあったはずでございます。なぜ急いでるんでしょう。それを含めて、まず町長あるいは副町長が答える部分があったら答弁をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 先ほども言いましたように、個人に関する質問はやめてください。個人でしょう、今は。

○9番（佐伯勝宣君） 違いますよ。

○議長（只松秀喜君） 昔は公人であっても今は個人でしょう。個人に関する質問はやめてく

ださい。

次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 次の質問はないんです。全部を言いましたからですね。昔は個人じゃなくて、昔は公人でしょっていうことでしょう。

○議長（只松秀喜君） 昔は公人ですよ。

○9番（佐伯勝宣君） だから、公人だから言ってるんです。しかも、これは町の1,984万円返還という大きな町の損害になってます。しかも、司法が絡んでくるとなったら国交省との関係もあります。先ほど西村町長に聞きました。環境省とは今いいようです、なかなか。大いにこれは町の取り組みも注目してくれてる。いいことでございます。しかし、環境省と国交省は違うんですよ。別に岸田首相が久山町を認めてくれて、こっちはどうの、あっちが悪いとか、そういうようにしてるわけじゃない。どっちも国、しかもお互い省益がある。環境省とは今うまくやってる。

○議長（只松秀喜君） 通告文どおりの質問を行ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） だったら、つないでいただけますか、答弁を。

先ほどの(1)、(2)、(3)、これは町長、副町長が答えるべき点があります。それについて今後答弁することはやぶさかではないかと、それについて。そして、2点目が叙勲について、これは前町長は一定期間置くべきではなかったのかと。こうやって公文書も上がっております。そして、3点目、モデル住宅の事業、これはなぜ今まで副町長の答弁を避けてきたのか。これは一遍に答えられます。その点いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 先ほどから何回も言うておりますように、叙勲に関しましては国が決定することです。ですから、町で話し合うことでもございませぬし、個人の情報に関しての質問は許可できません。よろしいですか、それで。

○9番（佐伯勝宣君） 町長は公人でございます。これは今引退されても公人でございます。これは引退されたからといってもういろいろ聞けないということはないはずでございます。365日公人でございます。そして、西村町長がこうやってお伺いを立てている、こういった情報もある。そして、佐伯久雄副町長は公人として今座ってる。前担当者でした。課長でした。そして、自分でこのモデル住宅事業を進めたというふうに答弁もしている。こういった中で、答えてもらうのが筋ですし、私も議員の権利として……。

○議長（只松秀喜君） それは3番ですか。3番の質問ですか。

○9番（佐伯勝宣君） まとめてです。まとめてと言いましたから。だから…。

○議長（只松秀喜君） 3番につきましては、答弁者の決定は執行機関が行うものです。です

から、町長が判断するものです。佐伯議員が副町長、ほかの課長に質問しても、町長が答える権利がございます。町長が決定するものです。

以上です。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まず、議員には質問権というのがありまして、こうやって一般質問通告書、久山町議会会議規則第61条第2項の規定により次のように通告しますとあります。これによって、答弁していただきたい方、例えば都市整備課長であったりとかで指名します。もちろん町長自身が答える場面もありますけれども、ほぼこれが通るといいますか、議員の権利として必要であればこれは当然……。

○議長（只松秀喜君） 何回も言ってるでしょう。執行機関が決めるものでしょう、答弁者は。町長の責任において答弁されてるわけでしょう。

○9番（佐伯勝宣君） 議員の権利です。ですから…。

○議長（只松秀喜君） 議員の権利じゃありません。

○9番（佐伯勝宣君） だって、これは申し入れ書じゃないんですよ。申し入れ書じゃなくて通告書ってなってます。

○議長（只松秀喜君） 回答者は町長が決めるものでしょう。それはただ要望として通告書に書いてるだけでしょうが。

○9番（佐伯勝宣君） 要望書ではございません。通告書でございます。そして、私はこの…。

○議長（只松秀喜君） 回答者につきましては町長が決めるものって言ってるでしょう。

○9番（佐伯勝宣君） 答えづらいから答えさせないんですか。だって、これは刑法の議論が入ってくるんですよ。

○議長（只松秀喜君） また129条を使わせるんですか。

○9番（佐伯勝宣君） 129条には私を退場させるようなそういったのは、ありません。議長がおっしゃってるのは標準会議規則の54条のことをおっしゃってるんです。

○議長（只松秀喜君） 何がですか。

○9番（佐伯勝宣君） 54条。要は一般質問と、そして質疑というのが…。

○議長（只松秀喜君） 通告文にございません。

（9番佐伯勝宣君「あります」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 分かりました。

（9番佐伯勝宣君「あります」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 地方自治法129条第1項の規定により、本会議終了まで佐伯議員の発

言を禁止いたします。

(9番佐伯勝宣君「それは法的根拠がありません」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) あります。

(9番佐伯勝宣君「それ、条文を示してください。条文を示してください」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 発言を禁止します。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(只松秀喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、久芳正司議員。

(9番佐伯勝宣君「はい、議長」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) あなたは発言を禁止されてるでしょう。うるさいからうるさいって言うてるんですよ。あなたは発言の許可を得てません。

(9番佐伯勝宣君「あと7分あります」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳正司議員。

○2番(久芳正司君) 私は、質問項目として2点、1点は道路と水路の安全対策について質問させていただきます。

上久原の通学路の安全について、安楽寺から橋本組合、中久原の井手の前橋から新建会館までの道路と水路について町長は、危険性はある、町民の安心・安全を守るのは義務であるとする、考えられる範囲は工事もしなければならないと思うと述べられたが、現在の進捗状況があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(只松秀喜君) 西村町長。

○町長(西村 勝君) マスクを外させていただきます。

以前、久芳議員からご質問がありました件につきまして調査等を行っておりますので、その報告を都市整備課長の方から行わせていただきたいと思います。

○議長(只松秀喜君) 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長(大嶋昌広君) お答えします。

都市整備課において、ご指摘の道路、水路に交通安全施設の設置や車が離合できるような箇所があるか確認いたしました。現地において官民境界がはっきりしていて床版をかけられる箇所は数カ所ありましたが、床版をかけるとその高さや道路面の高さに相当な高低差が生まれる箇所があります。ふたかけをすることでかえって危険な状況になるところがあったりしましたので、今現在かけることで離合ができる箇所については見つかっておりません。従いまして、部分的なふたかけ工事では、安全な通学路とはなり得ないところがあります。今後、対象の通学路については、校区安全対策委員会や通学路安全推進会議等で協議し、地元の区長と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 研究をしていただいてありがとうございます。

行政の方の考えと、また地元の現地を考えるということはまた少しの違いがあると思いますので、そういう件はお互い研究し合って進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、第2項目めの上久原土地区画整理事業についてお尋ねいたします。

①上久原土地区画整理組合の成立は、下記のとおり、町からの意向と提案を受け入れる形で合意されたので、(1)、(2)、これらについての説明をさせていただきます。

①の上久原土地区画整理組合の成立について、3月の一般質問で述べたことと重複しますが、再度説明させていただきます。

昭和62年、小早川元町長は集落整備法をいち早く久山町に取り込み、上久原の人々は区画整理などひとかけらも考えのない中、上久原区全域を対象に幾度か役場職員を従え小早川元町長自ら土地区画整理事業推進の説明会を行われました。しかし、上久原と町の協議では、密集した既存宅地へのメリットはなく、費用はかさみ、町民の反対の声も多くなり、結果的に上久原を二つに分けてでも事業を成立させたいという町の強い思いで、東部に位置する現在の土地区画整理区域を定められました。該当する地権者を対象に新たな協議会が開かれ、数名の強力な反対者の賛同を得るために設立し、推進委員会も発足されました。当時の町の職員の方々も説明に回っていただきました。

町長にお尋ねいたします。

この区画整理事業の発足はとても厳しい状態であったことはご存じないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これは1番の問題に関連するというふうに理解してもよろしいでしょうか。

(2番久芳正司君「はい」と呼ぶ)

区画整理組合のその流れの状況っていうのはある程度把握はしておりますが、そういうふうな反対、賛成の方もおられながらも組合を設立して事業に至ったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） この厳しい状況の中、地権者に対し、(1)町の意向、県道猪野篠栗線の早期開通をさせたいこと、町の人口を増やしたいこと、また計画区域内に点在する二十数カ所の広大な町有地が処分できること、また区画整理事業の費用にも大いに役に立つことなど、多くの夢と希望が語られました。また、地権者へのメリットは、(2)町の提案として、今回の事業に関わる費用は全て町が見る。また、町有地の処分や新しい県道の用地売り渡しなどいろいろのことで町には金はある、地権者が費用を出すことは一切ない、しかし、手法が土地区画整理事業で行うために土地の減歩は出していただくことになる、平均減歩率を20%にとどめ、算出された減歩の土地は提供していただかなければならない、減歩以外には何も出すことはないとはっきり町職員の前で発言された。地権者は、この提案を信用し、土地区画整理事業に取り組むことに合意いたしました。このとき小早川元町長から、地権者は事業や事務的なことは分からないと思う、これからの作業は全て町に任せなさいと指示が出されました。任せた結果、上久原土地区画整理組合定款および協定書が平成元年に作成されております。

町長にご質問いたします。

組合設立の合意要因は、小早川元町長の熱意は当然ながら、(2)の提案が主であったと納得いただけるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 1番、2番の質問について、今、久芳議員からご質問があったことについて簡単にお答えしますと、当然もともとのスタートとしては上久原の人口は8行政区のうち当時は2番目に少ない区であって、そういう対策というのも当然必要だったと思います。最終的には町がその事業についてそういうふうにしてその事業、組合事業というのは当然区画整理ということになりますから、そういう公費を投入する部分も出てきます。ということ、町の発展につながっていく事業であるというふうに捉えられたというのは当然じゃないかと思っております。そういう事業としてやっていると思っております。そのため、県道猪野篠栗バイパスの件につきましても、できるだけ先ほどの2番の平均減歩、そういうものに近づけられるようにということで公管金等の事業を行って、県の方から依頼し、そ

ういう事業がスタートしたというふうに私は理解しております。

実際このスタートした時代の減歩率自体というのは、そういうスタート自体のこういうことで平均減歩でいきましょうというのはそういうふうに決まっているかもしれませんが、実際組合が委託したコンサルタントがその後、保留地減歩等を計算して減歩値を設定されてますので、町がその減歩率をその後追加していつ出していくとかいうことについての議論というのは私はあっていないんじゃないかと思っております。当然、町として費用を負担できるもの、できないものというのは当然区画整理事業にはありますので、そういうものに従ってやってあったというふうに理解してます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、町長からご返事いただきました。少し当たったところもあり、少し外れたところもあるという私は感じがしております。それは次の段階で説明に入ります。

②の未施工とは過去の造成工事時に発生した工事であり追加工事ではないということを書いておりますので、この件についてご説明したいと思います。

小早川元町長を引き継がれた佐伯元町長は、(2)町の提案の一つである減歩率20%程度の算出をするため、区画整理区域を六つに分け、その分けられた一つ一つに最低2%から最高45%程度の減歩率を算出させ、地権者個々の減歩率を確定されました。造成工事にも着工されました。佐伯元町長から引き継がれた鮎川元町長、久芳前町長のいずれも前者からの定められた個人の減歩率は一度も変更することなく、ある歴代町長の時代に工事の変更を必要とされ、組合として地権者の減歩を変更してはどうかと申し出たことがございますが、当初の約束どおり町で責任は持つと、変更の必要はないと町長は語られたことがございます。数回変更された減歩は全て町有地に関わるものであり、定款や協定書に沿った事業を遂行されています。このような中での問題の未施工について説明いたします。

区画整理事業に関わる1カ所の工事は事情があり着工に至っておりませんが、他の工事は既に平成26年頃までに完成されたと推測されていたが、精査の結果、地権者から約束どおりの工事が出来上がっていないことを報告された。例えば、県道猪野篠栗線のため立ち退きを強いられた地権者の立ち退き条件として隣地との境をコンクリート壁にすることを要望し、当時組合に関わる関係者とお互いの約束もなされてあったが、10年以上たった今にしても切土施工のままに放置されています。90歳近いご婦人は、いつ工事にかかってももらえるだろうと期待してあります。ほかにも、未施工と称される工事は中断されていることを指し、何も追加工事ではありません。未完成部分の土地を持つ地権者は一様に発足当

時から町を信用し、いつかは完成してもらえるものと待ってあります。

町長にお尋ねいたしますが、資金は別として、このような未施工というか未完成な箇所は全て完成させるべきではないでしょうか。また、過去のいかなる地権者も、一つとして工事施工の契約書などはありません。書き物はなくても約束は約束として守るべきではないでしょうか。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、久芳議員にご質問もあるんですが、町として責任を持つということを経代の町長が言われたと、どの方がこういう発言をされたかというのが分からなかったんで、その件についてはお伺いしたいなと思ってたんですが、質問についてお答えをさせていただきますが、まず追加工事なのか過去の工事なのかっていうことですけど、まず完了公告が実際に行われた時点でその工事っていうのがその後今回分かってきたっていうことに対して、それがどうしてそういう要因が発生したかっていうのをまず確定しない限りは、それが追加だったのか、久芳議員が言われてるように当初から組合としてやるべき事業だったっていうことは判断できないというふうに私は思っておりますので、そういうことを組合の方にも議会の方にもお話をさせていただいております。町としても当然この事業完了に向けて動いていかなきゃいけないと私も思ってます。ただ、そこははっきりしていかないと、この事業の次には進まないんじゃないかというのが私の今の考えです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 町長がおっしゃるのは当然だと思いますが、精査の結果という、この精査の時期の問題になろうかと思えます。精査するまで未完成の工事が見いだせない、この責任を追及しても、工事を着工する、計画する、これには町の担当者、都市企画センター、組合役員のいずれの方も承知の上で着工されたものと思われま。であれば、責任を問うも当然ながら、早急に完成させるべきではないかとさらに町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町がどのような完成に向けて動きが取れるか、議会の方ともその話を進めながらできるかっていうのは、ある程度私たちが動ける、実際に費用等について町として責務、どの辺までがそういうのができるかということは、原因等が判明しない限りはそういうことも考えられま。せんので、私はそういうふうに今理解しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） その件は私と町長の話でなく町長と組合とまたしっかり話していただきたいと感じて、次に移ります。

次の③土地区画整理組合において通常法律に基づく組合ではないと思う。この件につきまして、土地区画整理組合においては通常法律に基づく組合ではないと書いておりますが、許可を得ている以上、法律に反していると言っているのではありません。一般的な土地区画整理事業は、地権者が発起人となり、地権者の利用目的に合った施工を行い、施工に要する費用は保留地処分と清算金で賄い、なおかつ費用不足の場合は賦課金が生ずるが、賦課金については成立時に明確にしておく必要があります。しかし、上久原土地区画整理事業の費用は全て町が見るとなれば、賦課金は生じないと思います。また、町は思うがままにゆとりのあるまちづくりとして、県道猪野篠栗線には車道に沿った幅員3mの歩道があるにもかかわらず、さらに6mの緑地帯を設けてある。今は草刈り場の野良地にすぎません。宅地として10戸分、約3,000㎡の無駄なこのような施工は一般の区画整理とは大いに異なるものであらうと考えております。このような計画、施工ができる裏付けとなるのは、地権者の誰にも負担をかけることなく、町の資金で賄えるからだと思えます。

町長に問いますが、上久原土地区画整理組合とは形式であって、実質は町の事業の一部と考え、組合と共に完成させるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまでこの事業というのは土地区画整理組合として事業を進めてきたというふうに理解しています。町がその分、先ほど言いました県道猪野篠栗線のバイパスとか、いろんな古賀ノ脇線にしろ、町独自の事業として行いながら町の公管金も含め負担をしていってる部分というのも出てるのは、それはあくまでまちづくりの一環というのは当然だと思ってます。ただ、個人の土地のそういう減歩、そして個人の土地の整備の内容まで町がそれを担保していくっていう区画整理っていうのは通常ないんじゃないかと思ってます。それに基づいて、通常という土地区画整理法では通常組合であるというふうに一般的にこの事例についても言えると思います。ただ、実際その事業についても、その事業をその都度その都度こういう計画でいきましょうというのは今までの事業計画の変更の中でもそういうふうに決まってきたというふうに理解しています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 個人の財産に云々等、今、町長が言われましたが、個人の財産をよくしようとか、どうしようとかいうのは計画全体でされたものであり、個人も全く知らないというのが現実であらうかと思えます。問題解決のため平成元年に町職員と都市企画セン

ターにおいて作成された定款、協定書が変更されずに有効に活用されているので、要所を読み、説明をまとめます。

定款第2章第6条この組合に要する費用は……。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員に申し上げます。

要旨から外れておりますので、要旨に沿った質問をお願いいたします。

○2番（久芳正司君） 議長に申し上げます。これを申し上げて後の質問につなげようと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 要旨に沿った質問を行ってください。

○2番（久芳正司君） 今問題解決のための提案をしようと思う、その中の一つとして今の1行を出したわけでございます。

○議長（只松秀喜君） ③では、土地区画整理組合においては通常法律に基づく組合でないと思うが、町長の見解はということになっておりますので、ほかに要旨の中ではそういった質問はございませんので、要旨に沿った質問をお願いいたします。

○2番（久芳正司君） ③土地区画整理事業における、事業の法律に基づく組合でないと思う、これは頭であって、明細に下に書いてないから発言をしてはいけないということではないと解釈しております。

○議長（只松秀喜君） ③の土地区画整理組合においては通常法律に基づく組合でないと思うが、町長の見解は。これについて町長の見解をお伺いいたしますか。

○2番（久芳正司君） 今、町長から一部ご返事をいただきました。その返事の内部として詳しく聞きたいという内容でこれから何件かお聞きしたいなと思うんですが。それはここに要旨に書いてないということで発言を止められるっちゃうことはいかななものかと思いますが。

○議長（只松秀喜君） 約束事として、要旨に書いてくるのが一般質問の約束事ではないですか。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 確かに要旨に書いてくるのは約束ではございますが、関連するというのであれば一般質問の発言というのは許されるものではないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ですから、要旨に沿った質問をお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） これから申し上げる定款とか協定書とか、これは法律に合った通常の一般的な区画整理ではありませんよと、その説明に入ろうかと思ってこれから話そうかと思うんです。

○議長（只松秀喜君） この土地区画整理組合において通常の法律に基づく組合でないというところの定款ということですか。

（2番久芳正司君「そういうことです」と呼ぶ）

じゃあ、そこまでお願いします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） まず、定款第2章第6条のこの組合に要する費用は、一つ補助金および助成金、二つ保留地の処分、三つ公共施設管理者負担金、四つ寄附金および雑収入とあり、地権者が負担となる賦課金とかいうものは一般的には書くというのが普通ですけども、ここには全くない。こういうことを加味して、町の責任は、完成させる責任はあるのではないかと、そういうことに続いて尋ねていこうかと思うんですが、そういうことは駄目なんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで法律に基づく組合でないっていうことのその理由が今、久芳議員の質問というふうに捉えてお答えさせていただきたいと思います。

まず、そういう最初の協定の話というところのお話をいただきましたが、それをもって組合が通常の区画整理組合ではないということの判断ということになると、これはもう法的に判断をせざるを得なくなってくると思います。実際、普通私たちが調べてる範囲でいえば、土地区画整理法に基づく通常の組合であるということはこの事業については認識をしているつもりです。今、久芳議員がおっしゃるような話であれば、ある程度それがそういうふうに該当するのかもしれないのかっていうことを判断していくしかないかなというふうに私は思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私は、一般的な組合設立というものを考え、しかし今回の組合は一般的とは少し違うのではないですかと、そのことを語りたいと思って発言したわけです。ですから、これであるからこれにきなさいとか、そういうことを言いたいわけではないんです。あくまでも町長の指示により町に任せなさいと言われた、これが初めであるということとは先ほども申し上げたと思いますが、そのことによって町の方から協定書なり定款が出されたらと。そうすると、その定款とか協定書に従うのが町であり組合ではなかろうかと感じておるが、どうぞございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） なかなか難しい話になるかなとは思いますが、あくまで今、議員がお

っしゃってあったこの定款のお話、いろんなお話、そういう今のお話をどういうふうに解釈するかということが議論の焦点だと思います。私たちは当然それをはっきりさせていくということがなければ当然今後の以後の解決口も見えてはこないと思いますので、そういうふうに今のところは解釈してます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 私ども上久原組合としては、地権者全ては本当は区画整理事業なんていうのは全く興味もないし、中身を分かろうともしてないんです。だから、極端な言い方をすれば、町におんぶにだっこをしていってこの組合をやっていくんだという解釈でしております。法律で組合は何だから組合がどれだけしなければいけないとか、お金がなければ地権者が出すのが当たり前なんやというような解釈は誰もしてないと思うんです。発足の当時こういう町長の要望、町の要望、これがこれだけ町が言われるなら、町の発展を考えられるなら、その中で減歩が20%平均でいくなら、じゃあ加勢しよう、協力しようということが上久原の発端だと思うんです。それが普通と違うんじゃないかということをお願いしたいんです。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 久芳議員のお話は分かりました。ただ、この質問の中身からいくと、そういう判断でお話しをさせてもらうというふうになるのもご理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） 元に戻りますが、定款にそういうことを書いてあるし、協定書には、3月の議会で申し上げたように、協定書第3条、町は組合からの要望に基づき事業遂行のため技術支援もしくは応援、その他事業実施に必要な援助を行う。援助を行うということは、一般的に援助といえば、力を貸す、金品を出すと理解されております。だから、計画した中での資金が不足すれば町として援助していただきたいというのがこれまでの組合の要望であったと思います。

町長にお尋ねしますが、この援助という解釈はどのようにされるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員に申し上げます。

ただ今の質問は要旨にも何も載っておりませんので、ほかの質問をお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） では、話題を変えます。

組合事業開始から11回保留地処分に関わる変更がなされておりますが、それは保留地単価とか町有地面積の公園など町有地の変更であり、個人の減歩は一度も変更はされておられません。こういうこと自体も普通の区画整理とは違っておるんじゃないかと考えております。このような事業の進め方を見ても、当初の基本を守った久山町特有の区画整理事業だと思われま。

町長は保留地の変更の内容はご存じでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員に申し上げます。

先ほどから申し上げてますが、質問の要旨に減歩についても何も載っておりません。ですから、質問を変えてお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、個々に減歩のことを申し上げました。その以前に、20%平均で地権者個人に個々に減歩が限定されたとは私は先ほど申し上げたと思います。その中での事業開始から11回保留地の変更があつておるということを説明してるんだから、関連はあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 替え地とかいうのはどこにも載ってないでしょう。替え地とか載ってますか。ですから、質問するときは要旨のとおり質問をお願いいたします。要旨に沿った質問をお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 前の質問の中で平均20%といった部分があると思いますが、それから20%の減歩は個々で決められたということは申し上げたと思います。その減歩が変更されていってるよということを今申し上げた。その変更された中で、個人のは全くなく、11回の変更の中に全て保留地の単価と町有地の面積を扱っておるとい、そのことを言ってるわけで、何も関連がないということはないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員に申し上げます。

これは①の(2)の質問だと思いますけども、これは先ほどもう質問されて町長の方から回答があつておるといいます。ですから、要旨に沿った質問をお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 確かに先ほど(2)の時点で回答を受けました。その回答に関連してのこれになるといいますが、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 今は③に来てるんでしょう、質問が。土地区画整理組合が通常法律に基づく組合ではないと思うが、町長の見解は。③まで今来てるはずですよ。ですから、③

に沿った質問をお願いいたします。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今③とか①とか議長はおっしゃいますが、質問事項は上久原区画整理事業について、これが頭ではないでしょうか。そうすると、要旨に1番、2番を書いた、これが前後しても、関係、関連があれば質問するのが当然ではないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ですから、先ほどから言っておりますように、①の(2)っていうのは先ほど減歩率のことについても町長の方に質問されました。町長も回答されました。ですから、この質問は終わってるものと判断します。ですから、③の方の質問に移ってください。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 今、議長がおっしゃるように、これは終わったものだと、それは議長の判断であって、質問する私はまだ続きがあるということで、それに町長が答えられないと、それには答えないとおっしゃればこれは仕方ないけれども、議長として止められるというのはいかがなものかと思えます。

○議長（只松秀喜君） 先日、佐伯議員にも申し上げましたが、私、議長は地方自治法104条において、議場の秩序維持の責任が負荷されております。それによって久芳議員にも注意しております。

次の質問に移ってください。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 次の質問に移れと申されますが、今③に書いた土地区画整理組合についての法律は通常ではないというのはもう先ほど返事をいただきましたから、これに関連する質問をしてはいけないと議長権限でおっしゃれば、これから以降の質問はできないこととなります。それで、もう議長権限でできないということでお止めになるんですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の今の回答を聞き間違いだったら申し訳ないんですけど、今、私の方からの回答として通常の組合ではないという答えをいただいたというふうに聞こえたんですけど、今そういうお話をもしおっしゃってあったら、私はそういう回答はしてないので、訂正をお願いしたいと思ってます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） いや、それは私は言ってないと思えます。ただ、そういう町長の考えは分かりますということは私も答えたと思えます。

○議長（只松秀喜君） 発言があったということですので、久芳議員、訂正されますか。

○2番（久芳正司君） それは言ったとすれば訂正させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） それでは、これ以上言うてはいけないということであれば、もう一、二件。

最近、協定書および定款の文書に鑑み、前町長時代に保留地を処分された、そういうこともお尋ねし、それは工事金に充てるための保留地の処分であるということなどを聞こうといたしておりますが、これも質問してはいけないということになりますか。

○議長（只松秀喜君） ですから、先ほどから言うておりますように、質問の中にはそういった替え地、それから何て言われたかな、そういう言葉は載っておりません。ですから、要旨に沿った質問をお願いしますって何度も言うてるんです。

久芳議員。

○2番（久芳正司君） 要旨に沿ったことを申せとおっしゃいますので、議長の意見は尊重しなければなりませんので、あとの質問は控えさせていただきますが、最後に町長に答えていただきたい、もし答えていただければですね。それが駄目とおっしゃればそれはそれでよろしゅうございますが。

先ほど申し上げたように、29年度に保留地処分をして工事に充てられたということは議会も承認されたと思います。そういうことが実際に行われておれば、今後の工事も町は協力し、組合と話し合い、しっかり工事を完成させるべきではなかろうかと考えておりますが、いかがでございましょう。もし質問外であって返答ができないということであれば、それは仕方がございません。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 上久原区画整理事業の全般についてお答えしますが、答えは変わりません。町として完了に向けて動いていくためにはどういう手段がいいのか、そういうことをしっかりお互い模索していきながらやっていくということが大切だと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 久芳議員。

○2番（久芳正司君） ぜひそのように町として三十数年前、小早川元町長の意思に従った終結の仕方をお願いして、質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時28分

